

仙台市精神障害者退院促進支援事業とは

みなさんは、「退院促進支援事業」という言葉を聞いたことはありますか？初めて聞いたという方も多いのではないのでしょうか。

今回は、退院促進支援事業とは何か、そして、なぜこの事業が始まったのかをお伝えしたいと思います。

精神科への入院

みなさんは精神科に入院したことはありますか？ またはご家族の中で入院した方はいますか？

一昔前までは、精神疾患を発症して入院すると、病院から退院しづらい状況にありました。それは、精神疾患に対する偏見が今よりももっと強く、また、地域で生活するための福祉サービスもほとんどなかった等の理由によります。

しかし最近では、時代の変化とともに人々の意識が変わり、福祉サービスが整備されてきました。施設や病院で暮らすのではなく可能な限り地域で暮らし、家族だけではなく社会全体で、障害のある方を支える時代になってきました。また、精神科医療の進歩もあり、通院治療を続けながら地域で暮らしていくことが可能になってきています。そのため、最近入院された方達は入院期間は長くて1年、短くて1～3ヶ月ほどで退院する方が多くなっています。

長期の入院

しかし、一方では何年も何十年も入院している方が現在もたくさんいます。そうした方たちは、しばしば住んでいた家が無くなってしまったり、家族がすでに亡くなってしまっていたりと、戻る場所や頼りにできる人がいなくなっている状況にあります。また、入院生活では家事をする必要がないため、料理や掃除などの習慣が無くなってしまったり、現代の電化された生活様式を知らなかったりと、日常の生活能力が失われてしまいます。病院から退院し、地域で生活するためには、このような多くの課題がでてきます。さらに、あまりにも長く入院生活を余儀なくされていたため、『もう病院でいい。退院したくない。』と思う方も多くいます。そして、病院で一生を終えるという方が少なくありません。

退院促進支援事業へ

しかし、退院したくないと思っている方も、入院したばかりの頃は、『退院したい。家に帰りたい。』と思っていたはずですが、10年も20年も退院できず、あきらめてしまったのではないのでしょうか。そこで、この元々持っていた退院したいという気持ちを引き出し実現させるために、退院促進支援事業があります。

本人の希望を基に、住む場所等を探して一緒に見学へ行ったり、様々な制度やサービスを紹介し、その手続きのお手伝いをしたり、家族や病院、地域の支援者と連絡を取りながら協力し合い、安心して退院し、地域でその人らしく生活できるような体制を整えていきます。

退院促進支援事業の経緯

この事業は、平成12年に大阪府の取り組みから始まりました。その後、平成15年に国のモデル事業として取り上げられ、平成16年に厚生労働省が『入院医療中心から地域生活中心へ』という方針を示しました。そして、平成18年度から「精神障害者退院促進支援事業」*が始まり、現在では全ての都道府県で行われています。

仙台市でも独自の事業として、平成18年度から「仙台市精神障害者退院促進支援事業」を行っており、当センターがその実施機関となっています。

では、実際に「退院促進支援事業」とはどんなことをするのでしょうか。

次号では、仙台市の「退院促進支援事業」についてお伝えしたいと思います。

*国では、平成22年度から「精神障害者地域移行・地域定着支援事業」に名前を変更しました。

こころの相談

たとえば、

- ・職場での対人関係に悩んでいる。
- ・学校で友だち関係に悩んでいる。
- ・子どもが家にひきこもっている。
- ・家族の問題で悩んでいる。

…など、さまざまなこころの悩みについてご相談をお受けします。

【来所相談】

予約制で仙台市民の方が対象です。

電話 022-265-2191 (平日午前8時半～午後5時)

【電話相談】

○はあとライン(平日午前10時～12時、午後1時～4時)

電話 022-265-2229

○ナイトライン(年中無休、午後6時～10時)

電話 022-217-2279

精神科デイケア

グループでの活動を通じ、生活リズムを整えたり、対人関係の改善を図ったり、体力や集中力をつけたりします。

自宅で過ごすだけでなく活動する場所が欲しい方、気軽に話し合える仲間を見つけない方、就労など目標に向けて準備をしたい方、生活習慣を身に付けてよりよい生活を目指したい方…ぜひデイケアに通ってみませんか？

※仙台市民の方(15歳以上、ただし中学校に在籍している方を除く)が対象です。詳細はお問合せください。

電話 022-265-2191 (平日午前8時半～午後5時)

退院・処遇改善請求電話

精神科病院に入院中の方からの仙台市精神医療審査会への退院請求および処遇改善請求を受け付けます。

専用電話 022-265-2235 (平日午前8時半～午後5時)

※夜間、土休日等は留守番電話で対応しております。翌平日に担当者が確認のお電話を差し上げます。